生田目後援会 会則

（名称及び事務局）

第１条　この後援会は、生田目後援会（以下「本会」という。）と称し、社会福祉法人養徳園内（さくら市喜連川 1025 番地）に事務局を置く。

（目的）

第２条　本会は、さくら市出身の大相撲力士の生田目を支援・激励するとともに、会員相互の交流及び国技相撲の普及促進を図る。

（会員）

第３条　本会は、本会の目的に賛同する個人、法人、団体で入会した者（以下「会員」という。）をもって組織する。

（事業）

第４条　本会は、本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）生田目の支援
（２）二子山部屋への協力
（３）会員の募集
（４）大相撲番付表、大相撲カレンダー等の配布
（５）地域の相撲意識の高揚
（６）大相撲観戦等の企画
（７）その他、本会の目的達成のために必要な事業

（入会）

第５条　本会の入会希望者は、入会申込書を提出し、次の年会費を納入するものとする。

（１）個人　　一口　10,000 円
（２）法人・団体　一口　30,000 円

２　年会費の納入は、原則として口座振込とする。

３　理由の如何を問わず、年会費は返還しない。また月、日割りの処置はしない。

４　年途中からの入会であっても、年会費を全額納入するものとする。

第６条　本会への入会資格は、次のとおりとする。

（１）自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員でないこと。
（２）自己の名義を前号の団体等に利用させないこと。
（３）法人会員及び団体会員における構成員が反社会活動をしていないこと。

２　会員資格の更新は自動更新とする。ただし、更新を希望しない場合は、１１月末日までに退会の手続きを行うこと。
３　入会時に提出した必要事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出るものとする。

（退会）
第７条　本会を退会しようとするときは、退会申込書を提出するものとする。
２　会員が２年間年会費を納入しなかった場合は、会員資格を喪失する。
３　次の各号に該当する場合は、役員会の決議を経て、退会させることができる。
（１）本会則に違反したとき
（２）本会の会員として品位を損なうと認められる行為があったとき

（役員）
第８条　本会に次の役員を置く。
（１）会　　長　　１　名
（２）名誉会長　　１　名
（３）副 会 長　　若干名
（４）監　　事　　若干名
（５）事務局長　　１　名

（役員の選任）
第９条　役員は、総会において選任する。

（役員の職務）
第 10 条　役員の職務は次のとおりとする。
（１）会長は、本会を代表し、会務を総括する。
（２）副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代行する。
（３）監事は、本会の会計を監査する。
（４）事務局長は、本会の庶務事務を処理する。

（役員の任期）
第 11 条　役員の任期は３年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前任者の任期の途中で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の解任）
第 12 条　役員に不適格が生じた場合は、役員会の３分の２以上の議決を得て解

任することができる。

（理事）

第 13 条　本会に理事を置くことができる。

２　理事は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

３　理事は、本会の活動に当たり、役員を補佐するものとする。

４　理事の任期は、役員の任期に準ずる。

（顧問）

第 14 条　本会に顧問を置くことができる。

２　顧問は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

３　顧問は、本会の重要事項について、会長の諮問に応ずるものとする。

４　顧問の任期は、役員の任期に準ずる。

（会計）

第 15 条　本会の運営は、会員の年会費、寄付金及びその他の収入（以下「収入」という）をもって充てる。

２　寄付金については、会員の別を問わず随時受付ける。

３　本会が主催する特別な催事等の場合は、年会費とは別に、その都度その経費を徴収する。

４　本会で集められた収入は、本会の運営、行事などに関する経費、事務局の運営及び維持管理等の必要経費に充てるものとする。

５　本会の会計は、毎年１月１日から１２月３１日までの間とする。

６　会計事務の担当は会長が任免し、本会の会計を処理する。

（会議）

第 16 条　本会の会議は、総会及び役員会とする。

２　総会及び役員会は、会長が招集し、その議長となる。

（総会）

第 17 条　総会は毎年１回開催し、次に掲げる事項を議決する。

（１）会則の制定、改廃に関すること。

（２）事業計画及び予算に関すること。

（３）事業報告及び決算に関すること。

（４）会長、名誉会長、副会長、監事、及び事務局長の任命に関すること。

（５）その他重要な事項に関すること。

２　総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

３　会長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面その他の方法により議決に代えることができる。

（役員会）

第 18 条　役員会は、会長、名誉会長、副会長、及び事務局長で構成し、会務の遂行の必要に応じて、都度、開催する。

２　役員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

３　会長は、必要があると認めるときは、役員会の招集を行わず、書面その他の方法により議決に代えることができる。

４　会長は、必要があると認めるときは、役員以外の者を会議に招集し、意見を聞くことができる。

（解散）

第 19 条　本会は､生田目が引退し､本会の清算業務が終了したときに解散する。

（細則）

第 20 条　本会則に定めのない事項は、役員会の審議を経て会長が別に定める。

附 則　この会則は、令和６年１０月４日から施行する